

会 議 録

会議の名称	令和6年度第1回茨木市文化財保護審議会
開催日時	令和6年11月5日（火） （午前・午後）6時00分 開会 （午前・午後）7時30分 閉会
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室
会長	西山 要一（奈良大学 名誉教授） 【1人】
出席者	國賀 由美子（大谷大学文学部歴史学科 教授） 高木 博志（京都大学人文科学研究所 教授） 禰宜田 佳男（大阪府立弥生文化博物館 館長） 東野 良平（極楽寺宗教文化研究所 研究員） 菱田 哲郎（京都府立大学文学部歴史学科 教授） 藤井 裕之（吹田市立博物館 学芸員） 藤岡 穰（大阪大学大学院人文学研究科 教授） 吉川 真司（京都大学大学院文学研究科 教授） 【8人】
欠席者	東 昇（京都府立大学文学部歴史学科 教授） 【1人】
事務局職員	岡田祐一教育長、辻田新一教育総務部長、 前田聡志歴史文化財課長、 黒須靖之主幹兼保護啓発係長兼文化財資料館長 坂田典彦調査管理係長、高橋伸拓主査、正岡大実主査、 高村勇士主査、米山真菜職員 【9人】
開催形態	公開／非公開
議題（案件）	（1）茨木市文化財保護行政に関する事業報告について （2）「茨木高校所蔵資料」について （3）市指定有形文化財『紙本著色大織冠像』の修理報告について
配布資料	（1）令和6年度第1回茨木市文化財保護審議会資料

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	【開会】
教育長	【開会挨拶】
事務局	【会議の成立】 全委員 10 人中 7 人出席（2 人遅延）につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明。 【事務局職員の紹介】 教育長以下、事務局職員の紹介。 【議事の進行の交代】 議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、西山会長にお願いしたい。
西山会長	本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。
事務局	「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開の旨を説明。資料の閲覧、持ち帰りも審議会の判断で可能であること、会議録についても公表に努めている旨を説明。
西山会長	事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか？
委員全員	異議なし
西山会長	それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。傍聴者はいるか？
事務局	いない。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
案件（１） 西山会長	【茨木市文化財保護行政に関する事業報告について】 それでは、審議を進めていきたい。案件（１）「茨木市文化財保護行政に関する事業報告について」事務局から説明を願いたい。
事務局	令和６年度茨木市文化財保護審議会資料をもとに説明
西山会長	ただいまの報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。
西山会長	指定文化財候補資料リストに、キリシタン遺物が掲載されているが、今既に指定されている文化財以後に見つかったものなのか、それとも改たな価値付けがされたものか。
事務局	指定文化財のキリシタン遺物は、千提寺地区のものが中心である。未指定の遺物は、下音羽地区のものが中心である。
西山会長	今後、新たにキリシタン遺物が発見される可能性はあるのか。
事務局	可能性は否定できない。
案件（２） 西山会長	【「茨木高校所蔵資料」について】 それでは、審議を進めていきたい。案件（２）「「茨木高校所蔵資料」について」事務局から説明を願いたい。
事務局	案件（１）で指定候補資料としてご紹介させていただいた当該資料について、次回審議会において諮問させていただきたいと考えている。来年は同校の創立130周年という節目の年であり、地域に残された貴重な教育関係資料の保護に向けた機運醸成を図りたいと思っている。現在、高木委員のご協力を仰ぎ、資料の調査を進めている。なお、文化財資料館運営審議会の委員であり茨木高校教員でもある吉村健先生にもご協力いただいている。 それでは、調査を担当している本市学芸員から概要などご説明申し上げます。 学芸員より資料を基に説明。
西山会長	ただいまの報告の中で、何かご意見やご質問などはあるか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	「茨木高校所蔵資料」は全体ではどれくらいあるのか。
事務局	全体では千数百点ある。今日ご紹介したのは、そのうちのほんの一部である。
西山会長	細かく記録をとられ、今まで欠けることなくずっと綴られているのが貴重であると思う。この資料調査に携わっている高木委員から一言お願いしたい。
高木委員	「茨木高校所蔵資料」の特色を述べたい。三島郡で旧制茨木中学（現茨木高校）と茨木高等女学校（現春日丘高校）が最高学府である。その（旧制茨木中学の）教育資料が130年にわたって残っている。1995年の「茨木高校百年史」の編さん時に、先生方が大切に保存してきた文書の目録を作成し、それが基礎となって今につながっている。一つ事例を申しあげると、明治10年代に全国で政府が皇国地誌を編さんし、茨木市域では村誌を地歴教諭の天坊幸彦氏が生徒に筆写させ、（当時生徒であった）川端康成氏、茨木の郷土史を担う免山篤氏、奥野慶治氏が筆記している資料が残っている。いずれ文化財資料館で、地域研究の水脈のような展示を行ってもよいと思う。 全国的に学校教育資料が注目されていて、京都府でも鴨沂高校（元女学校）の文書資料を京都文化博物館と共同研究している。茨木高校所蔵資料は、文書だけでなく物理や化学の実験用具などの教育機器の残りもよい。島津製作所が作ったものなどもあり、将来的にはモノ資料にも（指定を）広げていけるだろう。 市指定文化財の指定となれば、近代文書は初めてとなる。「茨木市指定文化財候補資料リスト」には載っていないが、これをさきがけに例えば豊川村役場文書は、市の行政文書が全く残っていない中、貴重なものとなるので、将来的に（指定に向けて）検討をしていただけたらと思う。
西山会長	他に質問や意見はあるか。
吉川委員	非常に貴重な資料なので、（指定に向けて）進めていただけたらと思うが、年代の下限が1947年というのは中学から高校になった年ということか。
事務局	そうである。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田委員	文化財の指定名称としては、「旧制茨木中学関係文書」あるいは「旧制茨木中学関係記録」などとなるのか。「茨木高校所蔵資料」では大漠としているのでそのあたり工夫が必要ではないかと感じた。
西山会長	そのあたりはどうか。委員の意見を聞きながら進めていくということになるか。
事務局	まだ調査中であり、最終的な指定の名称については今後練っていくのでご指導をお願いしたい。
西山会長	文書だけでなく物品もよく残っているということだが、書類対照することはできるのか。
高木委員	おそらくできると思う。物品の方がかなり貴重で、鴨沂高校も文書資料は残っているが物品は建て替えの時にだいたい捨てている。洛北高校（旧制一中）も（物品は）ないということなので非常に貴重だと思う。
西山会長	近代の正倉院のようだ。文書と物品が対照できるというのは貴重である。
高木委員	文理全部ある。剥製や、まだ確認はできていないが島津製作所作成の有職故実（ゆうそくこじつ）の人形、物理化学、科学史など、現在、教育関係資料として関心の集まっているところだと思う。
西山会長	現代は科学が目まぐるしく進歩して、今まで見ていたものがあっという間に消え、変わっていくという時代だ。この何百年を振り返るというのはとても大切なことである。ぜひご支援いただけたらと思う。 他はいかがか。
菱田委員	「茨木高校所蔵資料」とみて、最初考古資料かと思ったが、茨木高校は考古資料がけっこうある。一部大阪府へ移ったものもあるが、この中で天坊氏の収集が明らかな資料等はコレクションとしても重要かと思うが、そのあたりの取扱い、資料に含めるのかなどは決めていないか。
事務局	資料のボリュームが大きいので、まずは旧制中学校時代の文献資料から進めていきたいと考えている。器具であるとか、考古資料というのは第二弾、第三弾として考えている。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田委員	もう一点、高等女学校（春日丘高校）には全然記録はないのか。やはり両方が車の両輪であるので、旧制中学校だけを指定して女学校は全く無視しては、将来問題が起こらないとも限らない。資料的に残っていないのであれば仕方がないが、資料調査的なことをすれば旧制中学校と女学校との違いが資料で浮かび上がればたいへんおもしろいだろう。戦後まもなく両校は交流している。その中で資料のやりとりがあるかもしれないので、一度調べるだけ調べていただけたらと思うのでよろしくお願いしたい。
西山会長	先ほどおっしゃった考古資料というのは、茨木中学で収蔵しているものか。
菱田委員	一部ある。（茨木高校教員の）吉村先生が考古学専門で詳しい。
高木委員	今のことに関連して、先日お茶の水女子大に行っていたが、東西の高等女子師範学校である奈良女子大学とお茶の水女子大学は資料が残っている。その卒業生が、茨木女学校（春日丘高校）や府一（鴨沂高校）に就職しているため、教育の体系がこれからどんどん分かってくると思うので、現場である春日丘高校は非常に重要だと思う。
西山会長	茨木だけではなく、当時の教育体制がどういう形であったかというのを探ることができる資料ということか。
高木委員	そうである。教育機器を納めていた島津製作所でもミュージアム構想があって、教育機器を保存しているし、移動も分かってくると思う。
案件（３） 西山会長	【本市指定有形文化財『紙本著色大織冠像』の修理報告について】 それでは続けて、案件（３）本市指定有形文化財『紙本著色大織冠像』の修理報告について事務局から説明を願いたい。
事務局	令和５年９月２０日に市指定有形文化財に指定された地福寺所蔵の『紙本著色大織冠像』であるが、今年２月から修理に着手して、先月、無事修理が完了し、１０月１９日からの開館４０周年記念テーマ展『藤原鎌足と大織冠信仰』に出品していただいている。こちらのテーマ展の関連講演会では、菱田委員、吉川委員には講師をお引き受けいただいている。さて、その修理については、作業の進捗状況に応じて工房視察を実施し、補色・彩色等の重要な方針決定に際しては、國賀委員にご指導を賜りな

議 事 の 経 過

発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	がら進めてきたところである。また、案件（１）で説明したように、今回の修理は本市の補助事業として実施しており、所有者様の負担を軽減するとともに、傷みの進んでいた本図に対して、いち早く修理の手を施すことができたことは大変嬉しく思っている。是非、本会終了後、展示会場で確認していただきたい。では、修理の概要をご説明申し上げる。 （事務局よりパワーポイントを使用し、修理報告の概要を説明）
西山会長	なかなか見応えのある修理である。この修理についてご意見をうかがっていた國賀委員からも何かあればお伺いしたい。
國賀委員	一度だけ修理工房にご一緒し、補筆の部分についてどのようにするかといお話をさせていただいた。修理業者は、いわゆる文化財修理の業者で私が知っている業者ではなかったのも、正直なところどういう修理方針を立てるのか心配しているところであった。しかし、伺ったところスタンダードな修理、見識をお持ちの業者で安心した。 細かいところは所有者様と相談して決めていかれたと思うが、既にある補彩をどのようにしていくかが修理の一つの争点であった。全く後世のものだからとその部分をとってしまうと、白い部分が非常に目立つ。今の文化財修理では、描いている部分の補彩は行わないので白いままに残ってしまう。それがあまりにも多いので、補彩の部分も少しは残した。見ている分に違和感がないかどうかは恣意的な部分でもあるが、長年修理に携わってこられた業者の判断に任せる形をお願いした。修理は予定通りいい方向に進んだが、大切なことは今後お寺様でどのように保管し、どのような扱いをされていくかであるので、茨木市がお寺様に管理についてご指導ご助言をしていただけたらと思っている。
西山会長	（その修理業者は）國賀委員がおっしゃっているようにスタンダードな修理をするところか。
國賀委員	修理の中身の話をしたときは、スタンダードなやり方の話をしてくださった。表千家や裏千家などでもお仕事なさっているとお聞きした。国宝、重要文化財の指定物件修理となると、装演師連盟に入っている業者が行うことになる。今回の業者の実績を存じ上げなかったのが気になったということだ。
西山会長	軸木や蓋もそれはそれで保存されているということだが、軸木は当初のものではないと判断されたのか。絵を描いた時のものではないのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	軸木自体の年代については不明である。それに関しては今後分析等研究を進めていき、新たに追加で指定していくのもよいと思う。
國賀委員	寛文3年の木としては新しいのではないか。銘が、場合によっては後で書き足されている可能性を否定できなかった。あの木材が17世紀のもので大丈夫だということであれば追加で指定を考えていけたらよい。
西山会長	修理のときのものであれ、修理のときのものでないにせよ、これから50年100年伝えていく非常に貴重な資料だと思うので、（追加指定）それも含めて考えていただけたらと思う。 藤岡委員、制作当初のものでなく、修理過程のものなどは、指定にすることは難しいものか。
藤岡委員	具体的な事例は存じあげない。後で寛文3年という記録をわざわざ写すというのも考えにくい気もする。この銘が制作年次のものなのか、修理年次のものなのかの判断をしなければならない。内容的にはどうか。
事務局	寛文3年11月13日、表具屋七右衛門、小五兵衛、勘兵衛が表具を仕立てたと記されています。
藤岡委員	銘は修理時のものだろう。であるとすれば、絵の制作年代の下限というかこれよりも数十年あるいは百年くらい前というのを示すものだろう。貴重な軸木であるので、附（ついたり）などで追加指定があってもいいかもしれない。またご検討いただけたらと思う。
西山会長	私は保存科学が専門で、何でも保存したいと思う方なので、皆さんにこのようなことをお聞きしてみた。 資料写真でバーチャル画像というのがあった。昔は破損しているところは手書きしていたが、今はパソコンの画面上でできるのか。
事務局	そうである。拡大することもできる。肌裏紙、昔の補修紙をとるときも、この画像を参考にしながら一本一本繊維ごとに引きちぎるようになっていったとお聞きした。
事務局	補修紙を欠けているところに入れるときは、ひとまわり大きく作ると言っていたが、それも機械で作成するのか。

議 事 の 経 過	
発言者	議 題（案 件） ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	それは手で型をとって、切って合わせながら調整しながらされていた。
藤岡委員	金具は再利用したのか。
事務局	紐をかける部分の鑲（かん）は作り直したが、その他は再利用している。
西山会長	本図は年代については当審議会でも議論された。今回図録で17世紀と書かれているが、軸木から見てのものか。それとも全体から見て、紙本なので江戸時代などという議論はあったが、そのあたりの判断からか。
事務局	軸木に書かれた年代より前に本図はあっただろうとの判断からである。 指定の段階では図全体から見て年代を判断している。修理の段階で軸木の墨書を確認したため、新たな発見、知見を得られたということである。
西山会長	資料をとっていただいているということなので、分析など行う機会があれば、もう少し詳しく分かるかもしれない。期待している。 他に何かあるか。
委員全員	特になし。
西山会長	以上、本日の案件はすべて終了した。令和6年度第1回茨木市文化財保護審議会を閉会する。
事務局	今期をもってご退任されることとなった西山委員と東野委員には、文化財保護行政に対しご尽力賜り心より感謝申し上げます。 以上